

第3期すまいる子ども・若者プランの 構成と考え方（案）

1 第2期プランの総括

（資料2のとおり）

2 三条市の子どもたちを取り巻く現状

(1) 子どもたちを取り巻く環境変化

- 第2期プランで分析した統計的な現状数値について、以後の変化、推移を把握する。
 - ・ 人口等の推移
 - ・ 保育所（園）・幼稚園等の状況 など
- そのほか、次の視点においても可能な限り定量的に現状を整理する。
 - ・ 少子化が進行する中、地区別の子ども数の推移
 - ・ 子育て世代の中での貧困や生活困窮の状況 など
- 令和2年から続いた感染症禍が、子どもたちの生活及び子育て家庭へどう影響を及ぼしてきたか、可能な限り定量的に状況を整理する。
- 子ども・子育て家庭を直接的に支援する団体等の活躍も顕著となってきた中、民間活力の活躍の状況を整理する。
 - ・ 様々な子育て支援団体
 - ・ 子ども食堂
 - ・ フリースクール など

(2) 制度等の改変経過

- 子どもや子育て家庭を取り巻く制度等の現状を整理する。
 - ・ こども家庭庁の設置
 - ・ こども基本法の施行
 - ・ こども大綱の策定
 - ・ 子供の貧困対策に関する大綱の策定 など

3 現状認識と課題

- 「1 第2期プランの総括」及び「2 三条市の子どもたちを取り巻く現状」を踏まえ、第3期プランに必要な取組へつなげる問題意識を整理する。
- 子ども自身の自己形成の場や安心感の確保を図るため、子ども目線からの課題を整理する。
 - ・ 子どもの健やかな成長（身体の成長）と確かな自己形成（心の成長）への支援の必要
 - ・ 国の子どもの居場所指針に照らし、当市の現状の在り様と課題の整理
 - ・ 配慮が必要な子ども（児童虐待、（発達）障がい、不登校、ひきこもりなど）への支援強化、

- 及びヤングケアラーや子どもの貧困など、潜在する課題への対応の必要
- ・ 子どもの自己形成において潜在的な課題となる「体験格差」への対応検討の必要
- ・ 子どもの意見反映の場に係る今後の在り方検討の必要 など
- 子育てにおける負担の軽減や不安の解消を図るため、子育て家庭(保護者)目線からの課題を整理する。
 - ・ 感染症禍により進行したことが想定される、子育ての孤立化への対応の必要
 - ・ 子育て家庭、特に生活困窮やひとり親世帯への経済的負担の軽減の必要 など
- 社会風土の醸成の視点からの課題を整理する。
 - ・ 子ども・子育て家庭を応援する社会風土への意識啓発の必要
 - ・ 子どもの安全・安心の維持・向上を図る更なる取組の必要 など

4 プランの基本的な考え方

(1) 計画の目的

- 国のこども大綱において掲げられた次の基本の方針の考え方に基づき、当市のプランの目的を別に設定する。
 - ・ 子ども・若者の多様な人格・個性を尊重し、権利を守るとともに、子ども・若者はもちろん子育て当事者の視点を尊重し、子ども・若者の最善の利益を図ること。
 - ・ 子ども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援すること。
 - ・ 貧困の課題解消に努め、子ども・若者の良好な成育環境を確保すること。
 - ・ 子育て世代の生活基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として子育て世代の視点に立って、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組むこと。

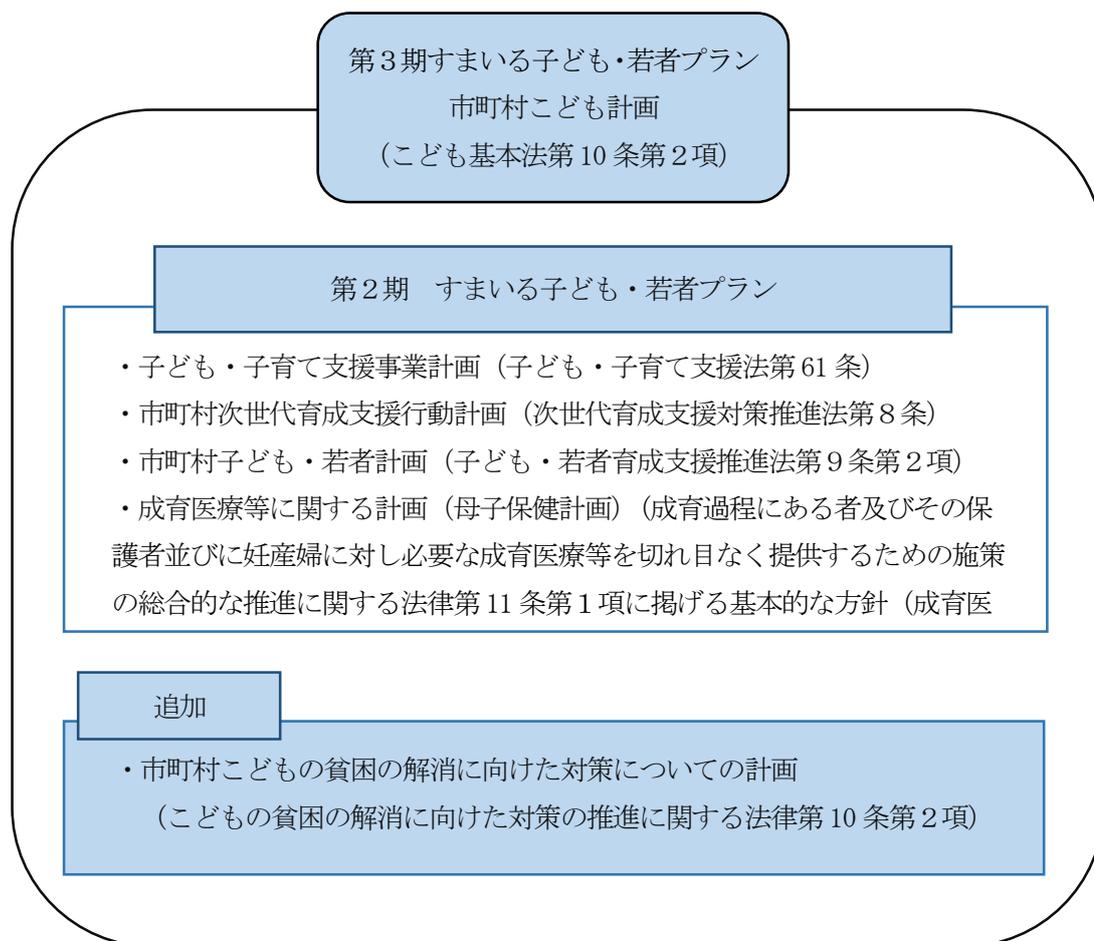
すべての子どもがライフステージに応じ安心できる環境で健やかに自己形成できるとともに、子育て家庭が子育てに対し（抵抗感、負担感を感じることなく）喜びを感じることができる環境づくり（たたき案）

(2) 計画の目標

- 施策の達成度を表す計画の目標値を、子ども目線、子育て家庭目線、地域社会の目線から新たに設定する。

(3) 計画の位置付け

- 三条市総合計画の個別計画であることのほか、「こども基本法（令和5年4月1日施行）」の趣旨を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、第2期プランと同様、「子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする関連計画を一元化し、「市町村こども計画」として策定を行う。
 なお、第3期プランでは、「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」も含めて策定を行う。



(4) 計画の期間

- 子ども・子育て支援法第61条の市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条の市町村行動計画は、いずれも5年を1期とすることとなっているため、全計画期間の継続性を見据え、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

(5) 計画の対象

- すべての子ども (高校生まで)・若者 (おおむね25歳まで) とその家庭、地域、企業、行政等の市内すべての個人及び団体を対象とする。

(6) 施策の体系

- 「1 第2期プランの総括」や「3 現状認識と課題」に掲げる問題意識を基本として、次表の左欄の区分で施策を整理し、それぞれ右欄に掲げる方向感で施策を設定する。

施策区分	施策				
	大項目	小項目			
		(共通)	(妊娠期～乳幼児期)	(学童期)	(青少年期)
(子どもの健やかな成育への支援)	子ども・若者の安定的な自己形成の場の提供	○ 多様な遊びや体験の場の創出			
		○ 保育環境の充実			
	子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供	○ 放課後等の過ごし方の充実(児童クラブの質の向上含む。)			
		○ 一貫した保健・医療の提供			
		○ 妊産婦が安心して周産期を迎えられる環境の形成			
子ども・若者の安心感の確保	○ 乳幼児の健やかな成育環境への支援				
子ども・若者の視点の尊重	○ 個に応じた切れ目のない一貫した支援の強化				
(子育て当事者への支援)	子育て環境の充実	○ 安心して過ごせる居場所の確保・創出			
		○ 意見表明機会の充実			
		○ 多様なニーズに対応した保育環境の充実			
		○ 親子で集える場の充実			
	子育て家庭への支援の充実	○ 利用しやすい相談体制の確保			
		○ 必要な情報が確実に伝わる情報発信			
		○ 子育て不安の解消			
		○ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減			
ひとり親家庭への支援	○ 生活困窮にある子育て家庭への支援				
	○ 家庭での子育て力の向上				
機運の醸成 (地域社会の)	地域社会による子育て支援の機運の醸成	○ ひとり親世帯等への経済的支援の充実			
		○ 「時間の貧困」の解消への支援			
		○ 子ども・子育て家庭を応援するまちづくりの推進(民間子育て支援団体への支援を含む。)			
		○ 子どもの安全・安心の確保			

5 プランの内容

- 施策項目ごとに次のように整理する。
- ・ 「施策の考え方」「現状」「目指すべき姿」「特に留意すべき視点」などの視点で記述する。
 - ・ 施策を実現するための想定される具体的な取組を示す。
 - ・ 施策の効果指標を示す(「何がどう変わってほしいか。」可能な限り定量的に整理することとするが、困難な場合は、事業レベルの効果から施策効果を類推。各指標は、令和11年度までの間、1年ごとにどう推移させたいかも整理)

6 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開

- 幼児の教育・保育の提供区域の設定、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を示す。(教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の事業体系の説明含む。)

7 計画の推進

- 第3期プランの進捗の管理、次年度の方向感の確認のスキームを具体的に示す。
- 年2回開催のこども未来委員会において計画管理していくこととしたい。
 - ・ 第1回(5、6月頃)：前年度の取組報告、取組の進捗及び指標の到達状況確認。以後対応が必要な課題や持つべき視点を整理
 - ・ 第2回(12月、1月頃)：第1回で行う振り返りを踏まえ、次年度に持つべき視点や問題意識(次年度取組の方向感)を整理

※ 以上の構成等は、今後各施策の内容等を具体的に詰めていく段階で、変更することがある。